

【EU】イギリス脱退後の欧州議会の構成に関する決定

EU 条約は、欧州議会の総議席数の上限を 751（議長を含む）と定めており、各加盟国の人口に比例して、国別議席数が 96 から 6 の間で配分されることとしている。欧州理事会は 2018 年 6 月 28 日、2019～2024 年の議員任期における各国の議席配分を定める決定を採択した (European Council Decision (EU) 2018/937)。2019 年 5 月の次回選挙に先立ち、同年 3 月にイギリスの EU 脱退が予定されている。これを踏まえ、決定では、イギリスに現在配分されている 73 議席のうち、27 議席を他の加盟国に割り当てた。総議席数は、現在の 751 議席から 46 議席減少し、705 議席となる。今回の決定によって議席数が削減される加盟国はなく、フランス、スペインは 5 議席増、イタリア、オランダは 3 議席増、アイルランドは 2 議席増、スウェーデン、オーストリア、デンマーク、フィンランド、スロバキア、クロアチア、エストニア、ポーランド、ルーマニアは 1 議席増となる。

海外立法情報課・島村 智子

・ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32018D0937>**【EU】トラック・バス運転者の資格及び訓練に関する指令の改正**

2003 年に制定された、物資又は旅客運送のための特定道路車両運転者の資格及び定期訓練に関する指令 (Directive 2003/59/EC) は、トラック又はバスの職業運転者に対し、車両の種類に応じた運転免許証の取得に加えて、専門能力証明書 (CPC) の取得と 5 年ごとの定期訓練の受講を義務付けている。同指令及び運転免許証に関する指令 (Directive 2006/126/EC) の 2 つを改正する指令が、2018 年 5 月 2 日に公布され (Directive (EU) 2018/645)、CPC 保有者が受講する定期訓練の目的として、労働安全衛生に関する知識の更新、及び運転が及ぼす環境負荷の低減に関する知識の更新が追加された。また、訓練科目には交通安全に関する科目を必ず含めるよう規定されたほか、運転者にとっての必要性を可能な限り考慮した科目構成とするよう定められた。さらに、CPC の交付・取消情報に関する共通の電子プラットフォームを構築し、これを通じて加盟国間で情報を共有することが規定された。

海外立法情報課・島村 智子

・ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32018L0645>**【フランス】排気ガスレベル証明書**

2016 年、汚染物質排出量に基づき、色と数字で自動車进行分类する排気ガスレベル証明書 (Crit'Air: certificat qualité de l'air) が導入された。排気ガスレベル証明書は、汚染が少ないものから 0～5 の 6 段階 (0 は 100%電気自動車) に自動車を分類する。証明書の取得は任意だが、証明書制度を利用して独自の規制が行われている区域内の通行・駐車には証明書の取得が必須となり、取得を怠ると運転手に罰金が科される。パリ市でも、2017 年 1 月から証明書の使用が義務化され、イダルゴ (Anne Hidalgo) 市長は、2019 年以降、証明書でレベル 4 及びレベル 5 に分類される自動車 (2005 年以前に製造されたディーゼル車) の走行を禁止する方針を明らかにした。なお、2015 年 8 月の地方公共団体一般法典 L 第 2333-87 条の改正により、2018 年 1 月以降、各自治体が定める駐車料金の設定要素に、大気汚染への影響度が追加されたため、今後汚染物質排出量による駐車料金の差別化のために証明書制度を用いる自治体が増えることが予想される。

海外立法情報課・安藤 英梨香

・ <https://www.certificat-air.gouv.fr/>

【ドイツ】連邦と州の財政関係に関する憲法改正及び新たな関連法規

連邦と州の間の財政調整について規定する基準法 (BGBl. I 2001 S.2302) と財政調整法 (BGBl. I 2001 S.3955, 3956) は、2019 年 12 月 31 日に失効する。2020 年以降の連邦財政調整制度については、連邦及び諸州の政府首脳会議において 2016 年 10 月 14 日に新たな法規の方針が決定されていた。これを受け、ドイツ基本法 (憲法) を改正する法律 (BGBl. I 2017 S.2347) と、2020 年以降の財政調整制度等に関する法律 (BGBl. I 2017 S.3122) が、2017 年に制定された。

基本法改正による条文の改正又は追加は、第 90 条 (連邦道路) 改正、第 91c 条 (公共の情報技術システム) 改正、第 104b 条 (連邦による財政援助) 改正、第 104c 条 (連邦による自治体教育インフラ部門への財政援助) 追加、第 107 条 (州間財政調整) 改正、第 108 条 (税財務行政) 改正、第 109a 条 (安定化評議会) 改正、第 125c 条 (第 52 回基本法改正に伴う経過規定) 改正、第 143d 条 (自動車税の連邦への移行に伴う措置) 改正、第 143e 条 (連邦高速道路等の管理を連邦の事務とすることに伴う経過規定) 追加、第 143f 条 (第 143d 条等の条件付失効) 追加及び第 143g 条 (第 107 条の適用) 追加である。同法は、2017 年 7 月 19 日に公布、翌 20 日に施行された。

2020 年以降の財政調整制度等に関する法律は、全 26 条 (Artikel) から成る条項法で、基本法改正に従い、税務行政の連邦権限強化や地域のインフラ強化を目的とする。第 1 条で基準法改正、第 2 条で財政調整法改正、第 4 条で安定化評議会法 (BGBl. I 2009 S.2702) 改正、第 5 条でブレーメン州とザールラント州のための財政再建援助法制定、第 8a 条で KONSENS 法 (税務行政の新しいソフトウェアの開発及び導入の調整に関する法律) 制定、第 9 条でオンラインアクセス法制定、第 13 条で連邦長距離道路等のためのインフラ会社設立法制定、第 14 条で長距離道路連邦庁設立法制定、第 17 条で連邦長距離道路法 (BGBl. I 2007 S.1206) 改正、第 20 条で長距離道路建設民間資金調達法 (BGBl. I 2006 S.49) 改正等の 18 の法律の改正及び 6 つの法律の制定等がなされた。同法は、2017 年 8 月 17 日に公布、翌 18 日に一部施行された。2020 年 1 月 1 日には、第 1 条、第 2 条、第 4 条の一部、第 17 条の一部及び第 20 条の一部が施行され、2021 年 1 月 1 日に第 14 条の一部及び第 17 条から第 22 条までの残りの規定が施行される。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

- <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP18/786/78664.html>
- <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP18/789/78938.html>

【ドイツ】連邦刑事庁法を新編成する法律の制定

2016 年 4 月 20 日の連邦憲法裁判所の一部違憲判決 (本誌 268-1 号 (2016 年 7 月) pp.10-11 参照) を受け、連邦刑事庁法を新編成する法律 (BGBl. I S.1354) が 2017 年 5 月 12 日に成立し、同年 6 月 1 日に公布され、2018 年 5 月 25 日に全面施行された。同法は、2016 年 4 月 27 日の EU 指令 (2016/680) (警察司法データ保護令) の国内法化でもある。全 13 条 (Artikel) の条項法で、第 1 条で連邦刑事庁法の全文改正 (全 10 節 91 か条)、第 2 条から第 11 条で反テロリズム法、極右データ法等の関連法規を改正し、第 12 条で移転の自由 (ドイツ基本法第 11 条に規定する基本権) を制限する。同法は、欧州の警察当局間の情報共有改善、連邦刑事庁の中央官庁としての機能強化、IT アーキテクチャの最新化、連邦データ保護・情報自由受託者の権限強化、個人情報保護と職業的秘保護、国際テロリズム活動の危険防止を目的としたスパイ活動における調査権限の規定等を目的としている。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

- <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP18/798/79864.html>

【スイス】スイス国籍法改正

2014年6月20日、国籍法を全文改正する法律が成立し、2018年1月1日に発効した。改正法によると、外国人がスイス国籍を取得するには、10年以上在住歴があることを前提に、①犯罪記録や暴力的過激主義活動への参加の証拠がないこと、②経済活動への参加又は職業訓練への参加、③スイス国語（ドイツ語、フランス語、イタリア語、ロマンシュ語のいずれか）の能力などの条件を満たした上で、口頭及び筆記試験に合格する必要がある。また、スイス人と結婚した者、両親のどちらかがスイス人である者は、スイス国籍の取得を促すためより簡易な手続が適用されるが、その場合も、①申請時から遡って6年以内に、スイスへの5日以上滞りが3回以上あること、②スイス国語による日常的な会話能力、③スイスに関する基礎知識といった「スイスとの強い繋がり」の証明が必要となる。なお、スイスでは重国籍が認められており、連邦統計局によると、永住権を有する15歳以上の人口の約17.3%が重国籍者である（2016年時点）。

海外立法情報課・安藤 英梨香

・ <https://www.admin.ch/opc/fr/official-compilation/2016/2577.pdf>**【ロシア】大量破壊兵器拡散に対する資金供与の防止に関する法改正**

2018年4月23日連邦法第90号「大量破壊兵器拡散に対する資金供与を防止するための各連邦法令の改正に関する法律」により、2001年8月7日連邦法第115号「資金洗浄及びテロリズムへの資金供与の防止に関する法律」、1990年12月2日連邦法第395-1号「銀行及び銀行業務に関する法律」等、複数の連邦法が改正された。2004年に採択された大量破壊兵器不拡散に関する国連安保理決議第1540号では、全ての加盟国が自らの国内手続に従って、特にテロ目的のために資金を提供すること等を禁ずる法律を採択し執行するよう求めている。今回の法改正では、同決議の内容に従い、各法律中に大量破壊兵器への資金提供を禁止する旨が明記された。また、金融活動作業部会（FATF）が北朝鮮とイランを高リスク及び非協力国・地域に指定した声明等も踏まえ、大量破壊兵器拡散に関連する組織及び個人に対しての資産凍結等の法規制を強化することも定めている。2018年7月22日から施行される。

海外立法情報課・徳永 俊介

・ <http://kremlin.ru/acts/news/57339>

【ロシア】 地方政府に統一農業税の税率を定める権限を委任する法改正

2018年3月7日連邦法第51号「ロシア連邦税法典第2部第26章1第346条8項を改正する法律」により、統一農業税の税率を定める権限が連邦政府から連邦構成主体（州、共和国、自治州等）に委任されることとなった。ロシアの税法典においては、税金を賦課する主体ごとに、連邦税（連邦政府）、地域税（連邦構成主体）、地方税（市町村）の3種類に税が分類され、それらに含まれる個々の税を個別に納付する一般税制度と、ある一定の要件を満たす場合に複数の税金に代えて1種類の税金で納付することができる特別税制度の2種類の納税方法が設けられている（ロシアの税制については、本誌238号（2008年12月）pp.107-108参照）。統一農業税は後者に含まれ、連邦税である付加価値税及び法人所得税、地域税である法人資産税、地方税である個人資産税を一括して納付する仕組みとなっている。統一農業税の税率は6%（2014年にウクライナから事実上ロシアに編入されたクリミア共和国及びセヴァストポリ連邦市は例外的に2015~2016年は免税、2017~2021年は4%まで）で固定すると税法典により定められていたが、改正後はすべての連邦構成主体が納税者の生産物の種類やそれに基づく収入などを考慮し、各納税者に対し0~6%の枠内で税率を定めることができるようになる。2019年1月1日から施行される。

海外立法情報課・徳永 俊介

・ <http://kremlin.ru/acts/news/57019>**【韓国】 トラム導入のための法整備**

近年、日本を含む各国において、先進的な技術を取り入れた路面電車（トラム、LRT）が、環境にやさしく利便性に優れた公共交通機関として再評価されている。モータリゼーションの影響により、1968年に路面電車が一旦全て廃止された韓国においても、現在、複数の地方公共団体がトラムの導入を検討しており、そのための法整備が進められてきた。2016年12月の都市鉄道法の改正（路面電車の軌道の敷設方法に関する規定新設）、2017年1月の鉄道安全法の改正（路面電車に対する鉄道安全規制の例外的適用に関する規定新設）、2018年2月の鉄道安全法の改正（路面電車の運転免許に関する規定新設）に続き、2018年3月、道路交通法が改正され、路面電車の定義、通行方法等に関する規定が新設された。これにより、トラム導入に必須の関連法（通称「トラム3法」）の一連の改正作業が完了した。

海外立法情報課・藤原 夏人

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_W1V8Z0I2E2N1O1A7U5E7N2E9U3Z8M4

【韓国】感染症の分類体系の再編

2018年3月27日、「感染症の予防及び管理に関する法律」が改正された。韓国では、2015年の中東呼吸器症候群（MERS）の大流行を契機として、感染症対策の在り方を見直す動きが続いており、今回の法改正もその一環である。改正内容は多岐にわたるが、最も大きな改正は、感染症の分類体系の再編である。改正前は、感染症の特性に応じ「群」で分類され、第1群から第5群に区分されていたが（本誌267号（2016年3月）pp.200-202参照）、改正後は、感染症の危険度に応じ「級」で分類され、第1級（発生後直ちに申告、高レベルの隔離必要）、第2級（発生後24時間以内に申告、隔離必要）、第3級（発生後24時間以内に申告）、第4級（その他監視が必要な感染症）に再編された。なお、一部の寄生虫由来の感染症（改正前の第5群）は、上記とは別に「寄生虫感染症」に分類された。分類体系の再編に係る改正は、2020年1月1日に施行される。

海外立法情報課・藤原 夏人

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_B1Y8N0H2W2W1K1Q9P5K8M3O6J7V6A9

【中国】英雄烈士保護法の制定

2018年4月27日、英雄烈士保護法（全30条）が全国人民代表大会常務委員会で可決され、同日公布された（同年5月1日施行）。英雄烈士（阿片戦争以降今日まで、国、人民及び民族のために犠牲となった者）関連の現行法としては、烈士顕彰条例（2011年制定、全41条）が烈士の認定、遺族への補償、記念施設の保護等について定めているほか、2017年3月に制定された民法総則に、英雄烈士の氏名、肖像、名誉及び榮譽を侵害し、公共の利益を損なった場合、民事責任を負うとする規定が盛り込まれた（第185条）。英雄烈士保護法は、英雄烈士の保護を強化することにより公共の利益を守り、英雄烈士の精神と愛国主義の精神を伝承・発展させることを目的とし、現行法の規定内容の詳細化を図っている。英雄烈士を敬い、その事績を学ぶことを社会全体の義務と定め、英雄烈士とその遺族の権利利益の侵害を禁止するほか、英雄烈士の名誉に関する公益訴訟についても規定している。

海外立法情報課・岡村 志嘉子

・ http://www.chinalaw.gov.cn/art/2018/4/28/art_11_208023.html

【オーストラリア】金融サービスへの監督機能の強化

従来1名であったオーストラリア証券投資委員会（ASIC）の副委員長を2名まで任命できるとするオーストラリア証券投資委員会法等を改正する財政関連法改正法（2018年法律第42号）が、2018年5月22日に成立した。オーストラリアでは金融業界の監督機関として、ASICのほか、オーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）、オーストラリア健全性規制庁（APRA）、オーストラリア金融取引報告・分析センター（AUSTRAC）及びオーストラリア準備銀行（RBA）が設置されている。そのうちASICは、投資、退職年金、保険、預金及びクレジットに関する取引及び助言を行うオーストラリアの企業、金融市場、金融サービス団体及び専門家に対し、法令の遵守等について監督する。また、消費者保護及び行動規制の責任を負う。オドワイヤー（Kelly O'Dwyer）歳入・金融サービス担当大臣は、今回の法改正を、金融サービス分野の不正行為撲滅及び消費者の信頼回復を図るためのASICの監督機能を一層強化するものと位置付けている。7月16日、勅選弁護士（優れた弁護士に与えられる称号）のダニエル・クレナン（Daniel Crennan）氏が2番目の副委員長に任命された。

海外立法情報調査室・原田 久義

・ <https://www.legislation.gov.au/Details/C2018A00042>

【オーストラリア】重要経済基盤の安全を確保するための法律

2018年4月11日、2018年重要経済基盤安全法（Security of Critical Infrastructure Act 2018）（2018年法律第29号）が成立した。この法律は、オーストラリアの重要経済基盤（電気、港湾、水道、ガス）に関する国家の安全保障へのリスク管理の枠組みを提供するために、所有者及び運用者の情報の透明性を登録制度を導入することにより向上させること並びに当該リスクの特定及び管理のための政府機関、所有者及び運用者間の協力の促進を目的としている。情報は昨年1月に設置された重要経済基盤センターに登録される。法律は全7章61か条から成る。第1章は主要用語の定義及び適用、第2章は重要経済基盤資産登録等、第3章は大臣の重要経済基盤の報告主体及び運用者に対する命令権限、第4章は大臣の情報収集の権限並びに収集された情報の使用及び開示、第5章は規定違反を行った者に対する罰金の支払命令等について規定する2014年規制権限（標準規定）法（Regulatory Powers（Standard Provision）Act 2014）に基づく民事罰の適用、第6章は一定の条件を満たした場合に大臣が重要経済基盤資産として指定する権限、第7章は雑則、を規定する。

海外立法情報調査室・原田 久義

・ <https://www.legislation.gov.au/Details/C2018A00029>**【マレーシア】スポーツ振興法の改正**

マレーシアでは、国内のスポーツ振興と運営の促進を目的として、1997年にスポーツ振興法（全43条、2004年最終改正）が制定され、2009年には包括的社会参加と国際水準の卓越した成果を通じて、スポーツ文化の向上と国家統一の強化を目指す「国内スポーツ政策」が打ち出された。この政策にのっとり、国内のスポーツ振興への支援を強化するため、2018年6月11日、スポーツ振興法の改正法（Act A1570）が公布された。この改正により、「スポーツ紛争調停委員会」が設置され、スポーツ団体の内部規定で紛争が解決されない場合、同委員会が解決にあたることになった。これまでは「スポーツ諮問委員会」（改正法により廃止）の助言を受けた青年・スポーツ大臣がその任にあっていた。ただし、今回の改正後も最終決定の権限は大臣にある。また新たに、マレーシア・パラリンピック協議会とマレーシア・ろう者スポーツ協会の設置、違反に対する罰則強化が規定された。

海外立法情報課・山崎 美保

・ http://www.federalgazette.agc.gov.my/outputaktap/20180611_1570_BI_WJW011025%20BI.pdf